

議案第92号

大阪市立社会福祉センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立社会福祉センター条例（昭和39年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「点検又は」を「点検若しくは」に、「とき」を「とき又はセンターの効用を発揮するため必要があるとき」に改める。

第5条中「者は」を「者は、市規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第9条の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

第7条中「使用の許可」を「施設の使用許可」に改め、同条第1号中「第5条の許可」を「使用許可」に改める。

第9条中第1項を次のように改める。

センターの会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとする者（第5条第2項ただし書に規定する場合にあっては、会議室の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。））は、使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

第9条第2項中「で市長が」を「において市規則で」に改める。

第10条中「市長の定める使用料を前納して」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 附属設備を使用しようとする者（第5条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

第12条を次のように改める。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当

するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により会議室又は附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪市立社会福祉センター条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項、第9条第1項、第10条及び第12条の規定は、改正後の条例第9条第1項に規定する会議室（以下「会議室」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、会議室の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

社会福祉センターの使用許可の要件並びに使用料の納付の義務を負う者の範囲、納付の時期及び還付の方法を改めるとともに、同センターの指定管理者が同センターの休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる場合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立社会福祉センター条例 (抄)

(休館日)

第3条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検又は 整備、天災その他やむを得ない事由若しくは
があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 省 略

(使用の許可)

第5条 センターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第9条の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、使用の許可 を取り消し、施設の使用許可

の使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第5条の許可を受けたとき
使用許可

(2)-(3) 省 略

(使用料)

第9条 センターの会議室の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）
(以下「会議室」という。)を使用しようとする者（第5条第2項た

だし書に規定する場合にあっては、会議室の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。))

は、使用料を前納 しなければならない。
市規則で定める日までに納付

2 前項の使用料は、次の金額の範囲内で市長が 定める。
において市規則で

省 略

3 省 略

(附属設備の使用)

第10条 使用者は、市長の定める使用料を前納して附属設備を使用することができる。

2 附属設備を使用しようとする者（第5条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、は、次の各号のいずれかに該当する

市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することがある。
できる。

- (1) 災害その他特別の事由により会議室又は附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき